

おきなわ 自治の風

第69号
2022年9月
発行
おきなわ住民自治研究所
〒900-0022 那覇市樋川2-6-7
樋川第1ビル 305
TEL 098-855-2515
Fax 098-853-6545
Email okijitiken@gmail.com



沖縄県知事選（9月11日投票） 玉城デニー出発式（那覇、県民広場）

- 2. 新全体主義と平和・人権・地方自治
- 6. 沖縄の歴史—「自治」を軸に考える
第24回 二次大戦後の世界
- 10. 書評 『コロナ対応にみる法と民主主義』
- 12. 新刊本紹介
- 13. 本土からの頼り
- 14. 沖縄県知事選 ・事務局通信

で、多くが「言葉は聞いた」とあります。

侵略行為の例を記しておきます。

次に示すのは、広辞苑の第六版に掲載されている説明です。

「全体主義」(Totalitarianism)

「」のままでは、私が勝手に「全体主義」という概念を基本にすえて話を進めていたことになります。これではまずい、と反省しました。

そこで、まず「全体主義」そのものについて説明し、特に日本における歴史的展開とその特徴について振り返り、現在の日本の状況の実例を挙げて「新全体主義」と呼ぶ理由を理解してもらうために、回数を分け

て説明していくことにしました。※

※近代世界史では、全体主義を「ファシズム」と表現するところが多く行われています。次ページ掲載のコラム欄をご覧ください。

◆「全体主義」国家とその侵略行為

一九三五年一月二日、日本が満州に侵攻開始。イタリアがエチオピア侵攻、征服を空爆。(スペイン・フランス専制勢力からの要請)

◇一九三七年七月七日

日本が中国に侵攻、太平洋地域での第二次世界大戦へ

この論稿で用いている「全体主義」という言葉は、主としてこれら三国の当時の国家体制とそれを正当化した思想を指しています。

これに対して、民主主義を掲げたイギリス、アメリカなどの連合軍勢力が挑み、第二次世界大戦になりましたが、それが人類史上最大・最悪の悲惨な結果を招いたことは、この講座でも繰り返し紹介してきたところです。

そして、この三国が共同し(枢軸国)、他国への侵略行為を公然と展開しました。

このため、現存するすべての多様な集団を一元的に組み替える。

・そして、すべての個人を全体の目標に総動員する。

・右のことを正当とみなす思想であり、その思想に基づく体制のことである。

つまり「全体主義」とは、個人主義の全否定、各人の主張や要望に基づくすべての集団(社会的関係)の

全否定、従つて自由主義、民主主義の思想と体制(國民主権、個人の尊厳等)の全否定、現行日本国憲法が

よつて立つ原理や制度の全面的な否定の思想と体制のことです。

連載講座 憲法と地方自治 特別企画 新全体主義と 平和・人権・地方自治

⑤ 「新全体主義」とは何のことか・1

池上洋通(いけがみひろみち)

(おきなわ住民自治研究所理事)

はじめに

この講座を読んでいただいている方から、「タイトルにある「新全体主義」について説明して下さい」という注文がありました。

そこで、私が親しくしている若い人たちに「全体主義」について学んだことがあるかを聞いてみますと、「理解している」という人はわずか

戦への「入り口」になった枢軸国の

侵略行為の例を記しておきます。

◇一九三一年九月一八日、

日本が満州に侵攻開始。

◇一九三五年一月二日、

イタリアがエチオピア侵攻、征服を空爆。(スペイン・フランス専制勢力からの要請)

◇一九三七年七月七日

日本が中国に侵攻、太平洋地域での第二次世界大戦へ

この論稿で用いている「全体主義」とは次のよう概念です。

・「個人」に対して「全体」が絶対的に優位な位置に立つ。ここでいう「全体」とは國家や民族を意味している。

・そのため、現存するすべての多様な集団を一元的に組み替える。

・そして、すべての個人を全体の目標に総動員する。

・右のことを正当とみなす思想であり、その思想に基づく体制のことである。

つまり「全体主義」とは、個人主義の全否定、各人の主張や要望に基づくすべての集団(社会的関係)の

全否定、従つて自由主義、民主主義の思想と体制(國民主権、個人の尊

厳等)の全否定、現行日本国憲法が

よつて立つ原理や制度の全面的な否定の思想と体制のことです。

コラム 「ファシズム」について

近代史学・政治学などの多くの論は、20世紀世界における全体主義的な国家・社会の思想や体制を「ファシズム」「ファシズム体制」と呼んでいます。「ファシズム」は、イタリア語の「ファッショ=束ねる」を語源に、「結束主義」を意味する思想や体制を指すものとされますが、歴史的源泉については、古代のギリシアの政治・哲学思想、体制にさかのぼるといわれています。

◆第1次世界大戦後のイタリアで

実際のファシズム体制は、第1次世界大戦後のイタリアで現われました。イタリアは、第1次世界大戦の勝者でしたが領土獲得は実現せず、直後の1919～20年に厳しい経済不況におそれ、国民の不満が一気に高まりました。19年11月の総選挙で、社会党が第1党、新たにつくられた人民党が第2党に躍進して、それまでの「自由主義一辺倒」の政治の限界が示されました。20年に入ると、北部イタリアで労働者たちによるストライキ・工場占拠が起き、農村では地主の土地を農民が占拠する事例が現われ、農業労働者によるストライキが行われました。

こうした動きとは別に、大戦前は社会党の機関紙編集長でしたが、第1次大戦へのイタリア参戦を主張して同党を除名されていたムッソリーニが、1919年3月、北部都市のミラノで復員軍人その他を集めファシスト党の前身となる「戦闘者ファッショ」を立ち上げました。そして、農民に対抗する地主らの組織活動と共同するなどして勢力を拡大、やがて各地の同調組織を統合して1921年に「全国ファシスト党」を結成します。

◆イタリア独裁体制の成立と国民生活の支配

そして、翌22年には実力で政権を握るために党を挙げて「ローマ進軍」を敢行しました。イタリア政府は、当然この動きを阻止しようとしますが、国内の混乱を恐れた国王は、ムッソリーニを首相に任命してしまいます。首相になったムッソリーニは「選挙で第1党になった政党が議席の3分の2を占める」という法律を認めさせ、やがてファシスト党以外の政党を解散させて「1党支配」を実現し、検閲制度や秘密警察などによって反対派をきびしく抑圧、思想統制を断行する独裁体制を築いたのです。

ムッソリーニ支配の下での国民生活政策で注目されたものに「ドーポラポーロ」があります。それは「労働の後」を意味するのですが、「全国余暇事業団」によって観劇などの文化事業、スポーツ活動、週末の小旅行などのレクリエーションを提供しました。

この方法は後にドイツのナチズムによって、大々的に模倣されます。

イタリア・ドイツのファシズム政権は、単に抑圧的だっただけでなく、国民生活に対して一定の配慮をしていた政策姿勢を持っていたという点については、注目しなければならないでしょう。ただし、これらの「余暇政策」の内容も、すべて権力的な認可の下に行われていたことは明らかです。

◆他国への広がり

イタリアのファシズム体制の成功は、他国に刺激を与え、ヨーロッパ諸国、ラテンアメリカ地域にも影響を与え、多くの国にファシズム組織がつくられました。しかし、それが国家体制的に成立したのはドイツ（ナチズム）やスペイン（フランコ政権支配）であり、また強い影響を受けた国の一つに日本（大日本帝国）があります。※

※日本の戦前の支配を「天皇制ファシズム」としてとらえる論（丸山真男ほか）があり、たいへん有力でしたが、現在では、ファシズム思想の日本への影響については多様な意見が出されています。

この講座では、「ファシズム」を念頭に置きつつも、「全体主義」を日本における専制的政治の歴史的な経験や現状の分析・理解に用いることにします。

〈参考文献〉『詳説・世界史研究』山川出版社 2008年

日本の近代史（明治憲法下）における全体主義の実例を文献的に確かめるのが、次の作業です。但し、それにはぼう大な文献・資料

料に向き合わなければなりません。

そこで問題意識をしぶり「国民意識を総動員するために」作成された文書を中心に挙げることにします。しかしそれでも、私の念頭から離れないことがあります。

それは、太平洋戦争において犠牲になつた年若い動員兵たちについて

であり、「予科練少年兵」「学徒兵」「神風特攻隊」「沖縄の鉄血勅皇隊」その他のことです。彼らが残した「お国のために」「天

皇のために」といった内容の遺書を読むと、こうした動員を可能にしたものは何であったのかということを思わないわけにはいかないのです。

そこで初めに、こうした遺書の例に向かっておくことにします。

資料1 特攻兵遺書の例 [知覧特攻平和会館・資料]

二人で力を合わせて努めて来たが、ついに実を結ばずに終った。

希望を持ちながらも、心の一隅（あんこ）であんなにも恐れていた“時期を失する”と言うことが実現してしまったのである。

去月十日、楽しみの日を胸に描きながら、池袋の駅で別れてあつたのだが、帰隊直後、我が隊を直接取り巻く状況は急転した。発信は当分禁止された。軒々とところを変えつつ多忙の毎日を送った。

そして今、晴れの出撃の日を迎えたのである。

便りを書きたい。書くことはうんとある。しかしそのどれもが今までのあなたの厚情にお礼を言う言葉以外の何物でもないことを知る。あなたの御両親様、兄様、姉様、妹様、弟様、みんないい人でした。至らぬ自分にかけて下さった御親切、全く月並のお礼の言葉では済みきれぬけれど「ありがとうございました」と、最後の純一なる心底から言って置きます。

今はいたずらに過去に於ける長い交際のあとをたどりたくない。問題は今後にあるのだから。常に正しい判断をあなたの頭脳は与えて進ませてくれることと信ずる。しかし、それとは別個に婚約をしてあった男性として、散って行く男子として、女性であるあなたに少し言って書きたい。

「あなたの幸せをねがう以外に何物もない」

「いたずらに過去の小義にこだわるなれ。あなたは過去に生きるのではない「勇気を持って、過去を忘れ、将来に新活面を見出すこと」

「あなたは、今後の一時一時の現実の中に生きるのだ。穴澤は現実の世界には、もう存在しない」

きわめて抽象的に流れたかもしれないが、将来生起する具体的な場面々々に活かしてくれるよう、自分勝手な、一方的な言葉ではないつもりである。純客観的な立場に立って言うのである。

当地はすでに桜も散り果てた。大好きな若葉の候がここへは直きに訪れる事だろう。

今更何を言うか、と自分でも考えるが、ちょっぴり懇を言って見たい。

●読みたい本 「万葉」「句集」「道程」「一点鐘」「故郷」

●観たい画

ラファエル「聖母子像」、芳崖「悲母觀音」

智恵子 会ひたい、話したい、無性に。

今後は明るく朗らかに。

自分も負けずに、朗らかに笑って征く。

利夫

智恵子 様

◆穴澤利夫 23歳 福島県出身 学徒兵・中央大学出身

1945年4月12日戦死

◆「教育勅語」に書かれていた

ことは何か

次に「総動員体制」の思想の基本を表わす文書に向き合っていくことになります。

まず最初は「教育勅語」です。

この勅語は、明治憲法が発布された翌年の一八九〇・明治二三年に憲

法施行に合わせて出されたものですが、これが一九四五年の敗戦に至るまで、教育の基本として、また日本国民の根本精神として強制されました。現代語訳として掲げたのは、戦

前の一九四〇・昭和一五年に文部省訳として出されたものです。

後の回にくわしく触れます。まさに右派的な勢力が「教育勅語の復活」を呼び、小中学校の「道徳」の教科書に取り込むべきだという主張がなされています。

しかしこの勅語の核心は「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ」という部分です。「いざ戦争になつたなら、天皇と国家のために命を擲げなさい」という意味のこの文言にこそ、全体主義による国民統制の本質が明記されているのです。(この項つづく)

資料2 教育勅語 現代語訳【文部省訳 昭和15年】

(文部省図書局『聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告書』(1940年)より。

明治天皇から勅語を賜った文部大臣が管轄する文部省自身による、「正式な現代語訳」とされる文章)→漢字は現在の常用漢字

〈現代語訳〉 朕が思うに、我が御祖先の方々が国をお肇め〔はじめ〕になったことは極めて広遠であり、徳をお立てになったことは極めて深く厚くあらせられ、又、我が臣民はよく忠にはげみよく孝をつくし、國中のすべての者が皆心を一にして代々美風をつくりあげて來た。これは我が國柄の精髓であって、教育の基づくところもまた實にここにある。

汝臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉妹仲よくし、夫婦互に睦び合い、朋友互に信義を以て交わり、へりくだつて氣隨氣儘の振舞いをせず、人々に対して慈愛を及すようにし、学問を修め業務を習って知識才能を養い、善良有為の人物となり、進んで公共の利益を広め世のためになる仕事をおこし、常に皇室典範並びに憲法を始め諸々の法令を尊重遵守し、万一危急の事が起つたならば、大義に基づいて勇気をふるい一身を捧げて皇室國家の為につくせ。かくして神勅のまにまに天地と共に窮りなき宝祚(あまつひつぎ)の御榮をたすけ奉れ。かようにすることは、ただ朕に対して忠良な臣民であるばかりでなく、それがとりもなおさず、汝らの祖先のこした美風をはつきりあらわすことになる。

ここに示した道は、実に我が御祖先のおのこしになった御訓であつて、皇祖皇宗の子孫たる者及び臣民たる者が共々にしたがい守るべきところである。この道は古今を貫ぬいて永久に間違ひがなく、又我が國はもとより外国でとり用いても正しい道である。朕は汝臣民と一緒にこの道を大切に守つて、皆この道を体得実践することを切に望む。

明治23年10月30日

明治天皇自署、御璽捺印

〈原文〉 朕惟フニ我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我力國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

沖縄の歴史—「自治」を軸に考える

第24回

終戦直後の行政

来間泰男（沖縄国際大学名誉教授）

(古謝)、石川、漢那、宜野座、
古知屋、大浦崎、瀬嵩、田井等、
土名、平安座、粟国、伊平屋、久米
島、慶良間である。「市」は、当時
のキャンプとしての固まりを基本に
したのである。

まず、市議会議員の選挙がこの要綱によつて九月一〇日に実施されたり（上記のうち、平安座までの二市）。市長については「市会ニ於テ市長候補者三人ヲ選挙シ、其ノ中ヨリ、更ニ選挙権ヲ有スルモノノ投票ニヨリ、更ニノトス」と規定されており、九月一五日に実施された。

一六の「市」の設置と選舉

諮詢会での数回にわたる審議を経て、一九四五年九月一三日に「地方行政緊急措置要綱」が発表された。これによつて「市」の区域が定められたが、それは「軍政府ノ定ムル地区ニ依リ之ヲ定メ」なるというものであつた。「要綱」とは別にその市は、アメリカ軍によつて次の一六に設定された。すなわち、知念、前原、胡座。

(大浦崎が欠け、平安座が入ってい
る)。私が「おおよその区域」を付
け加えた。

初の女性参政権 なお、女性にも初めて選挙権が与えられた。これは日本本土より早かつた。その経緯を沖縄タイムス社編『沖縄の証言 激動の25年誌上』（一九七一年）は、次のように記している。

「市」の人口

市名	人口	おおよその区域（現在の市町村名）
辺土名市	29,497人	国頭村、大宜味村、東村
田井等市	55,266人	名護市（久志地域を除く）、今帰仁村、本部町
瀬嵩市	28,680人	
久志市	29,027人	いずれも名護市久志地域（旧久志村）
古知屋市	19,194人	
宜野座市	37,036人	宜野座村
瀧那市	27,661人	金武町
石川市	23,033人	うるま市の一部（旧石川市）
前原市	40,183人	うるま市の一部（旧具志川市）
古宇利市	10,286人	沖縄市（旧コザ市、旧美里村）
平安座市	7,992人	うるま市の一部（旧勝連町、旧与那城町）
知念市	17,914人	南部一帯
12市合計	325,769人	

あるから、沖縄が
一足早かつたわけだ」という「比嘉
永元氏（元諮詢会長）」の話
を紹介している。

まず、この市議会議員選挙は「油縄ではじめて婦人参政権が認められたという輝かしい一面をもつていた」

まず、この市議会議員選挙は「油縄ではじめて婦人參政権が認められた」という輝かしい一面をもつていたことを指摘したあと、「その婦人參政権も、諮詢会では大いに論議のマントになつた」、時期尚早論と賛成論が闘わされた、「日本本土で、やはり占領軍の指示によつて婦人參政権が実現をみたのは四五年の暮れで

ど、その証言を紹介している。「海軍「軍政」時代に学者軍人が重要なポストを占めて沖縄への理解を示したのは、沖縄の人た

あるから、沖縄が
一足早かつたわけだ」という「比嘉
永元氏（元諮詢会
農務部長）」の話を紹介している。

そして「婦人參政権が実現したのは軍の命令だった、と丸本正二氏
「通訳」は次のように述べている

育部長のハンナ少佐らをあわせて五人が博士号をもつていた。インテリがえした。諮問会が地方「行政」緊急措置要綱を答申し、それに基づいて四五年九月、市長と市会議員の選挙が行われた。戦後最初の同選挙には婦人参政権が認められるはずであつた。諮詢会の過半数が、時期尚早だと反対したが、モードック中佐はがんばつた。『それは命令ですか』一委員の問いに『遺憾ながら、これは命令する』とモ中佐は答えた。

元の居住地への移動 キャンプや北部の山中から、元の居住地への移動が始まった。移動は知念地区から始められたが、那覇・首里地域に戦前住んでいた人びとは、そこはまだアメリカ軍が使用していたので、初めは糸満地区に移ることになった。その後、那覇地区で最初に開放されたのは、瓦を含む焼物の製造地としての壺屋と牧志であった。次いで、本部半島へ、更に平安座島・宮城島・伊計島へと移動が進められていった。

那覇市の場合、「戦後那覇市の復興は壺屋から始まった。終戦の年、

一九四五年一月一〇日、陶器製造産業先遣隊として一〇三人が瓦礫の街に復興の第一歩を踏みしめた。そと移動、一九四六年一月末には九八二人（うち男四七八人）の集団になつた。同年一月、米軍の暫定措置として、糸満地区内の壺屋区として区役所ができた。それから間もなく壺屋区は那覇市に昇格、初代市長として当間重剛氏が軍から任命された

（沖縄タイムス社編『沖縄年鑑』一九五九年版）。

宜野湾市の場合。「一九四五年四月、避難民、野嵩に収容。一九四六年四月、避難先からの帰村により野嵩区を宜野湾村に改め、久保田盛春を村長に任命」（同上書）。

旧コザ市の場合。「一九四五年、米軍上陸當時、村民は四散していたが、九月ごろから各市町村民がここに集まって、たちまち人口二万余人にとなつた。一一月、国頭方面に避難していき、村民が帰郷、それと同時に他村民も越來村から引き揚げるようになつた」（同上書）。

一九四五年一月一〇日、陶器製造産業先遣隊として一〇三人が瓦礫の街に復興の第一歩を踏みしめた。そと移動、一九四六年一月末には九八二人（うち男四七八人）の集団になつた。同年一月、米軍の暫定措置として、糸満地区内の壺屋区として区役所ができた。それから間もなく壺屋区は那覇市に昇格、初代市長として当間重剛氏が軍から任命された

（沖縄タイムス社編『沖縄年鑑』一九五九年版）。

元の居住地への移動は、翌年四月ころまで続けられ、そこで一応終了したとされているが、すぐには帰還がかなわず、他の土地を点々としてずつと遅れて戻つた例や、今もつて帰還がかなえられず、アメリカ軍基地のままになっている例も少なくない。「終戦になつても、住民は相当長い期間、自分たちの村、自分たちの部落に帰れず、他村での生活を余儀なくされた。立入禁止区域になつて自分の村に帰れぬ農民たちは、耕作すべき土地をもつていなかつたのである」（琉球農林協会編『戦後・琉球農林水産業十年の歩み』一九五五年）。

移動後の新地区 一月一日の諮詢会で報告された「移動後の新地区」に、地区名とそれぞれの人口が示されている（前出『沖縄県史料戦後』・沖縄諮詢会記録）。四〇市となる。市長には高江州良保が任命された。九月一日、高江州市解消、新たに野嵩、古謝、桃原、前原を行（*次ページ表2）。

万六千人の難民が収容され、高江州戦後・沖縄諮詢会記録）。四〇市となる。市長には高江州良保が任命された。九月一日、高江州市解消、年は四六年のミスではなかろうか。

キャンプの地区区分

地区名	含まれる旧市町村名【合併後の名を書き添えた】	1945年人口	1940年人口
知念地区	知念〔南城市の知念と玉城〕、佐敷〔南城市佐敷と与那原町〕、具志頭〔八重瀬町具志頭〕、大里〔南城市大里〕、南風原、東風平〔八重瀬町東風平〕	37,060	55,298
古宇地区	ユンタソ ザ 読谷山〔読谷村〕、北谷〔北谷町と嘉手納町〕、越来〔沖縄市の1部〕、中城〔中城村と北中城村〕、宜野湾、西原、浦添	69,289	89,599
前原地区	具志川〔うるま市具志川〕、与那城〔うるま市与那城〕、勝連〔うるま市勝連〕、美里南部〔沖縄市の一部〕	27,238	34,628
石川地区	恩納、美里北部〔沖縄市の一部〕	19,996	21,532
宜野座地区	金武〔金武町と宜野座村〕	8,146	8,270
久志地区	久志〔名護市の一部〕	5,289	4,125
田井等地区	今帰仁、本部、羽地〔名護市の一部〕、名護	51,806	56,834
辺土名地区	大宜味、国頭、東	24,869	21,177
糸満地区	真和志、那覇、首里、小禄〔以上、那覇市の一部〕、豊見城、兼城〔以下、糸満市の一部〕、糸満、高嶺、真壁、喜屋武、摩文仁	70,730	144,218

一八日、「軍民協議会」が開催された（以下、「沖縄県史料 戦後」 諒詢会記録）一九八六年による）。軍政府からはワッキンス少佐が出席していた。そこで仲宗根源和委員が、諮詢委員を辞職して「県会議員に戻りたい」と発言したことを見て、ワッキンスは次のように発言した。県会は「議決機関」であつて、「執行機関」ではない、「貴方は執行機関（諮詢会の社会事業部長）に居て、沖縄のため尽した方がよいのではないか」。そのことを説明するため、次のような言葉が出てきた。

「米国では民衆の声は重大視して居る」が而し沖縄は「から民衆の声はない

「民衆の声が大事にされる」とはなく「関」もできだし、できつつあるので、「成功を見たと思つて居る」。「軍政府では只 少数の将校が沖縄人を信頼して」きたが、そのように「見て居る将校は僅かである」。

近く「沖縄に居る米海軍は帰へる」予定である。自分たち海軍は引き揚げる。次に「政府」を担うのは陸軍である。彼らとその機構は「民衆政治」「民主政治」を喜ばない」。その「将校は政治に幼稚である デモクラシーも知らない」。「[...]」数日間に政治機構が出来上がるが、米軍の将校としては其れを演ずのも朝飯前の話である。「政治機構を作つた後「それが」軍政府の邪魔になるか 又は副ふかゞ「邪魔にならないかが」分れ道である」。「民衆の声が軍政府に副はないときが危険である。軍政府に対する反対等は起り易いが此の「[...]」反対をした時は困難になる。「そのどちらに流れるか。」沖縄の政治は沖縄人「の」行動の如何に決す。目的に副はない場合 又 民衆の行動如何によつては 政治「機構」は取り去るかも知れない」。

このように、海軍の、いわば良識派が去つた後、陸軍の軍政になるわけだが、そうなれば「軍の論理」で動いていくだろう。沖縄の民衆が軍政に反対する可能性があるが、そうなれば「軍の論理」が前面に出てくるだろう、と述べている。

続けて「猫と鼠」論が語られる。

猫と鼠 「例へば軍政府は猫で冲縄は鼠である。猫の許す範囲【で】しか鼠は遊べない。猫と鼠は今「は」好い友達だが、猫の考へが違つた場合は困る。私「ワッキシス少佐」もムーレー大佐もカールエル少佐も永らくは居ない。居る間に政治機構を見たいので急激になつた「成果を急いだ」。危険の伴ふ事は、軍政に出た場合は、沖縄民政の危険がある。講和条約の成るまでは、民衆の声は認めもしない、又有り得べきものでもない。平和会議「=講和会議」の後、民衆の声も反映するだらう。権力は絶対である。今後は軍人としてくるので「来るが」今は顧問として大学教授が居る。私、カールエル少佐、ローレンス少佐、ハナ少佐が長官の後に居るが、後任は軍人のみ

であるから 相当の権力で行くのでないか」。

そして仲宗根源和に対している。

「県会議員は「今は」何等権力は持たない」。講和条約ができれば「民衆のために働くのではなかろうか。それまでは「民衆の声は危険である」。「沖縄〔民〕政府が出来ても弱い点「強い力が与えられることはない」ということ」を申し述べた」。

「仲宗根委員に進言したいのは、現在の状態にある政治は危険であり、望むのない政治になるのではないか」。仲宗根が「明朝まで考へ」させてくれと打ち切ると、ワッキニンス少佐は、なお社会事業部長に止まるようにといいつつ、「自分は近く辞めるので」貴方の将来を見る事はできないから、強硬には云はない」と結んでいる。

牧瀬恒二の誤解 牧瀬恒二『27度線の沖縄』（一九六三年）は、この「猫と鼠論」を、「諮詢委員会に対して米軍政府はまったく高圧的な態度でのぞんだ」事例として紹介した。また、宮城修『ドキュメントヘアメリカ世』の沖縄』（一九〇二二年）も、これを、「占領軍の本音を端的に表現したものとして紹介している。

宮城悦一郎の論評 しかし、宮城悦一郎『占領者の眼』（一九八一年）

は、次のように述べている。「一九四六年四月、沖縄議会が設置されることになったとき、海軍軍政監督シェーンフオード大学教授）は、次のように警告している」と、その「ネコとネズミ」論を紹介している。その上で「このワトキンズのネコとネズミのたとえは、彼が軍政府の要員として自分の力を誇示したようにも一部の人はとらえているが、決してそうではない。その証拠に、『わたしはあまり荒っぽいネコではないが、ほのかにそんな「荒っぽい」ネコがいるかもしれない』と繰り返し忠告している。つまり、軍政とはあくまで軍人による占領地民間人の管理であり、責任者が民事にうとい軍人であれば、専横的で恣意的にもなり、厳しくなるといったかつたのである。」軍政もその年の七月には海軍から陸軍へ移ろうとしていた（一九四六年七月一日）。いわゆる「海軍時代」は学

者軍人が軍政府の重要なポストを占めていた、まさに住民のことを考えていた」。ここで先に見た丸本通訳と同様に、かれらが「みんな博士軍人であった」とい、「ワトキンズ

の手記などを見ても、彼が住民のことを心から心配していたことがうかがえるし、民事を知らない陸軍の軍政下で住民代表が苦労するであろうことを知っていたのだろう。だから、沖縄の指導者たちが海軍時代の希望をぶくらませて、これから軍政に過大な期待をかけることは危険であるといったかったのだと思われる」。

そのうえで宮城は、ワトキンズが、アメリカの軍政の実際について、「軍政府が琉球列島を治めていることをはつきり知つてもらわねばならぬ」といい、「軍政府が琉球列島を統治する限りは恒久的民主政府も、完全なるデモクラシーも確立することとはできない」という立場をくりかえし明示していたことを指摘している。そして「この方針は一九五〇年一二月、軍政府が「琉球列島」米国民政府に衣替えをしたのちも堅持されつけたのである」と、正当に述べているのである。

大城将保の解説 この『沖縄県史料 諮詢会記録』の「解題」を担当した大城将保は、この宮城の論評を受け継いで、次のように述べている。「この論争「自治促進論と自治尚

の手記などを見ても、彼が住民のことを心から心配していたことがうかがえるし、民事を知らない陸軍の軍政下で住民代表が苦労するであろうことを知っていたのだろう。だから、会議録の前後を注意深く読めば、発言者のワッキニンス少佐（軍政府政治部長）の真意はかなりニュアンスを異にしている」。「ワッキニンス少佐の言わんとするところは、来る七月には軍政が海軍から陸軍へ移管される、陸軍のやり方には懸念をもつて、それ故、早急に行政機構を確立しておるべきである」ということである。「海軍軍政府のスタッフ連は沖縄の歴史や文化に理解があり、また占領政策の範囲内でできるかぎり民衆の声を聞こうとする柔軟な姿勢が見られた。ところが、その後軍政を引き継いだ陸軍のスタッフは職業軍人がほとんどで、危惧した通り、発足したばかりの沖縄民政府に對して高圧的な姿勢が目立った。工務部長松岡政保「のち行政主席」は、行政能力からいつて陸軍は海軍に見劣りがした。……とにかく粗野で高圧的だった」と回顧している」。

書評

ヨロナ対応にみる 法と民主主義

譜名喜雨安（當研究所理事）

日本ではこの間、新型コロナウイルスの新規感染者が第七波になつて爆発的に増え、医療体制が逼迫しています。このほど『コロナ対応にみる法と民主主義』が自治体研究社から公刊されました。

本書は、①塚田哲之「立憲主義・民主主義からみた日本のコロナ対応」、②植松健一「コロナ禍の下での人権保障」、③榎原秀則「コロナ下の地方議会と条例」、④市橋克哉「分権型行政から集権型行政への転形と法治主義および民主主義の危機——コロナ対応から考える」および⑤市橋克哉「デジタル化対応から考える」同名論文の五本の論文からなり、憲法（塚田・植松）および行政法（榎原・市橋）の研究者四名がそれぞれ日本のコロナ対応を「法と民主主義」に

焦点を当てて検討しています。この
では、本書の標題・紙幅にも鑑み、
⑤を除く四つの論文を紹介します。

卷之三

してこのほど『コロナ対応にみる法と民主主義』が自治体研究社から公刊されました。

本書は、①塚田哲之「立憲主義・民主主義からみた日本のコロナ対応」、②植松健一「コロナ禍の下での人権保障」、③榎原秀則「コロナ下の地方議会と条例」、④市橋克哉「分権型行政から集権型行政への転形と法治主義および民主主義の危機—コロナ対応から考える」および⑤市橋克

哉「デジタル化対応から考える」同名論文の五本の論文からなり、憲法（塚田・植松）および行政法（榎原・市橋）の研究者四名がそれぞれ日本のコロナ対応を「法と民主主義」に

○年以降の日本のコロナ対応も基本的には感染症法、特措法および検疫法といった法律（緊急事態宣言も特措法三二条）に基づくものであり、したがつて超憲法的に強大な権限を

次に植松論文は、「コロナと人権」問題を検討し、その中でコロナが憲法の保障する基本的人権のほとんど（生存権、法の下の平等、教育を受ける権利など）に影響を及ぼしていく

きたことからすれば、住民に差別の禁止を求めるだけでなく、コロナ感染対策において自治体自身の不平取扱いの禁止規定を条例に盛り込むべきことを唱えています。

し、行政権、特に内閣総理大臣・内閣の権限を強化するための「緊急事態条項」を憲法に追加すべきとの「緊急事態条項追加改憲論」が登場していることに着目し、こうした「慘事便乗型」改憲論の不要不急・有害性について批判的に検討していきます。

等への抗議や非難、時短営業を拒否する飲食店に対する「自粛警察」なども「コロナと人権」の重要な問題であると捉え、これに関連して自治体の義務・責務の定めがないことに、ついて、近代立憲主義の人権觀が公権力を人権侵害の主体と位置づけて

行政権に求めるべきものではなく、コロナという「緊急事態」にあっても憲法（および法律）適合的対応こそが求められると指摘します。こうした観点から国によるこの間のコロナ対応について、行政権によるコロナ対応に対し国民代表たる国会による民主的統制が弱いという特徴があり、こうした特徴は、憲法や国会による統制を回避し、法的規律からも政治責任からも免れた権力行使を指向するものであることを論じます。本論文はまた、コロナ禍に便乗しつつ、コロナのような「緊急事態」に際し憲法による通常の統制を緩和するにもかかわらず、コロナ対策において生命・健康という掛け替えのない価値が経済の問題とトレードオフの関係に置かれ、それにより感染対策に「歪み」が生じてることに注意を喚起します。そして、特措法を中心としたコロナ対策の構造が国民の「要請」と「自粛」をベースとして社会の「同調圧力」を利用する手法を探っており、法治主義を軽視し公権力の法的・政治的責任を怠りににする構造となっていることを批判的に分析しています。併せて、風評や偏見に基づく社会的な差別・排除（クラスターが発生した医療機関

さらに榎原論文は、自治体におけるコロナ対応を、首長よりもとりわけ地方議会に焦点を当てて検討し、その中で、コロナ禍における地方議会の開催状況（地方議会での一般質問、本会議と委員会の傍聴のあり方、説明員の出席のあり方）・オンラインの活用状況・住民からの意見聴取の実情を分析するとともに、一般的な課題としてオンライン審議の法的可能、Zoomを利用した住民の意見聴取の有用性、「直接対話」の「直接」をどのように考えるかなどの課題を引き出しています。本論文はその上で、コロナ対策のための補正予算や条例改正・条例制定について多くの自治体で専決処分が行われている事例を取り上げ、事態の深刻性を指摘するとともに、定例会の延長や臨時会の開催による対応が考えられるところ、特に緊急性と民主主義的あり方の双方を目指し専決処分と臨時会の使い分けの基準を策定することの重要性を指摘します。本論文も、植松論文と同様にコロナ対策条例の制定状況を確認しつつ、その内容上の特徴の整理を試みています。

本論文は、総じて、コロナ対策との関係で「顔の見えない議会」からの脱皮をめざし、首長の専決処分の濫用を防止し、議会が住民の意見を聴き、議会が地域や住民の実態を調査し、首長等に地域の実態に応じた措置を求め、行政の対応を検証し、議会の意見や調査結果などを積極的に情報発信するなど、議会の積極的な活動に期待を寄せています。

市橋論文は、コロナ対応にみる日本における法と民主主義の実相を、行政改革会議の最終報告（一九九七年）、C. シュミットの著作、K. マルクスの言質などにも言及しつつ、日本における法治主義と地方自治のあり方にについて大きな文脈に目配りして分析しています。

本論文は、二年以上に及ぶコロナ禍にあって、法治主義の原則からはずれ法から解放された内閣および内閣総理大臣のコロナ対応（安倍首相「当時」による全国一斉学校休業要請が典型）がなってきたこと、お詫びの集権型行政によるコロナ対応（厚労省が定めた「法定受託事務にかかる」PCR検査等の実施を試みています。

本論文は、総じて、コロナ禍（とデジタル化）の下、「危機」「緊急事態」に便乗して立て積極的にPCR検査を広範囲の者に実施する知事が登場する（和歌山県知事）など、法治主義と地方自治を護る立場に立った判断を独自の創意工夫で積極的に行っている自治体の取り組みに注目し、そこに地方自治の再生の兆候を見てとり、展望を語っています。

本論文は、総じて、行政法上の議論を一般の読者にも分かりやすいように解説するなどの目配りをしつつ、法治主義と地方自治をもつ者にとって多くの示唆を得るその意味で、国や自治体の政治・行政のあり方、地方自治の問題に関心をもつ者にとって多くの示唆を得ることのできる文献であると思い、ご紹介するところです。

コロナ禍とデジタル化のもと見つめ直すべきは
民主主義と地方自治のあり方である

コロナ対応にみる 法と民主主義

● Pandemocracy [パンデミック下のデモクラシー] の諸相

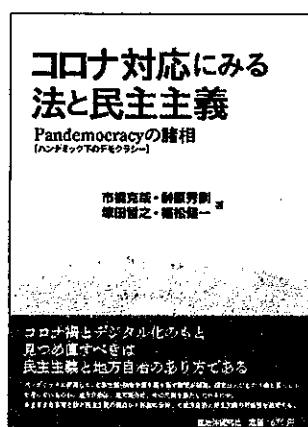
市橋克哉・榎原秀訓・塙田哲之・植松健一 著

コロナ禍とデジタル化のもと、パンデミックに便乗して、立憲主義・法治主義を掘り崩す政策が頻発した。国家は人びとの「命と暮らし」を一番に考えていたのか。地方自治体、地方議会は、その役割を十分に果たすことができているのか。様々な事象を法と民主主義の観点から詳細に分析して地方自治と民主主義の可能性を追究する。

A5判並製カバー、160頁、定価 1870 円

目次より

- 第1章 ● 立憲主義・民主主義からみた日本のコロナ対応
- 第2章 ● コロナ禍の下での人権保障
- 第3章 ● コロナ下の地方議会と条例
- 第4章 ● 分権型行政から集権型行政への転形と法治主義および地方自治の危機
—コロナ対応から考える—
- 第5章 ● 分権型行政から集権型行政への転形と法治主義および地方自治の危機
—デジタル化対応から考える—



お問い合わせ・申込み先

自治体研究社 〒162-8512 新宿区矢来町123 矢来ビル4F TEL: 03-3235-5941 / FAX: 03-3235-5933
<http://www.jichiken.jp/> E-Mail: info@jichiken.jp

ふりがな				書名	冊数
お名前				コロナ対応にみる 法と民主主義 ● Pandemocracy [パンデミック下の デモクラシー] の諸相 市橋克哉・榎原秀訓・塙田哲之・植松健一著 定価 1870 円 (本体 1700 円+税 10%)	
お届け先					
TEL		FAX			冊

申込み書

●復帰50周年企画

～本土からの便り～

本土のマスメディアはほとんど報じない

木村雅英（大阪府吹田市在住）

50年前の青年期、「沖縄を返せ」（曲・荒木栄）を、ときには体を震わせ、涙して歌つた。

ペスポートが不要となつた年、沖縄・那覇での連帯行動に参加した。

いま思う「返せ」の意味。「本土復帰」で目標は達成したのか。「返せ」は主権を取り戻す叫びなら否、米軍基地に主権が及ばない。

「復帰50年」を現地で考えたいと、今年4月末、那覇、名護、石垣に行つた。

辺野古の埋め立てが進んでいた。

海中に大型クレーンが並び、ひしめく作業船。アオサンゴ群集がみられ、ジユコンの生息地だった大浦湾の灘みは明白。

出撃基地をまつさきに標的にする。基地は地元住民の命を守らない。辺野古が稼動すると、軍用機は演習で伊江島・高江・辺野古のトライアングルを爆音轟かせて飛び回る。基地は地元住民に良いことは一つもない。しかも辺野古新基地は子々孫々まで続く。

馬毛島、奄美大島、沖縄本島、宮古島、石垣島、与那国島。安保法制による米軍と自衛隊の一体化のもとで急速に進む軍事基地化。このような情報は、本土のマスメディアはほとんど報じない。ときおり載つても「米軍基地の撤去・縮小」。沖縄発の情報は貴重。

基地は完成していないのに、3月末には米軍オスプレイが新石垣空港に緊急着陸した。石垣市主催の防災訓練では、在沖米海兵隊が初めて参加した。離島有事への対応も念頭に置いているという。

私を案内した地元タクシー運転手Tさんが語つた。ベトナム戦争のど

大激戦の沖縄県知事選 9・11投票日

玉城デニー必勝へ残り期間の取り組み
が勝敗を決めます。

知事選挙は、

- ・民意に基づき新基地NO!の玉城デニー知事か、政府言いなりで新基地容認・推進の知事か。

- ・誇りある豊かさ、ジェンダー平等と多様性を尊重し、誰ひとり取り残さない社会を目指すデニー知事か、基地と引き換える沖縄振興か、

・沖縄を一度と戦場にさせない「命どう宝」「建白書」「新建議書」の実現への平和の島か、沖縄を日米共同の軍事拠点化するなど、県民をないがしろにして地方自治を踏みにじる自公政権いいなり知事か、争点が鮮明になっています。

最終版を迎える、政府官邸主導で企業団体への圧力や、期日前投票動員を強めていると聞きます。マスコミ各社が「玉城氏リード」の報道もあり、総力戦で最後まで予断を許さない状況になっています。

「オール沖縄」は、全国から沖縄の知人・友人へ支持を広げてください!とよびかけています。

「最後の瞬間まで、ビラ配布、スタンディング、演説会、期日前投票への声かけを、携帯、SNSで広げて下さい。」

「復帰50年」の節目、日本と沖縄の未来がかかった絶対に負けられない闘いです。

新時代のさらに先へ! 平和で誇りある豊かさを



ラストスパート集会

日時：9月10日（土）17時～
場所：県民広場（県庁前）

事務局通信

研究所強化・選挙カンパ
にもご協力をいただいて
います。感謝申し上げま
す。

いたします。申込者には
送料無料でお送りします。

おかげさまで1000冊ほどを普及することが出来ました。残り400冊余になつていますが目標達成に。

ご協力をよろしくお願ひいたします。申込者には
いたします。申込者には
送料無料でお送りします。

「平和で豊かな
沖縄をもとめて」
冊子・普及のお願い

会員・読者の皆さん

平和で豊かな
沖縄をもとめて

「復帰50年」を問う

